

# へき地巡回診療ヘリ運営事業

平成22年8月

医政局指導課(新村和哉課長) [主担当]

## 1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

施策中目標1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

施策小目標6 へき地保健医療対策を推進すること

## 2. 事業の概要

### (1) 実施主体

都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会福祉事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者。

### (2) 概要

離島地域の住民に対し、ヘリコプターを活用した巡回診療を行う者に対し巡回診療ヘリコプターの運営に必要な経費について補助を行う。

ヘリコプターを活用することにより無医地区等の住民が車・船による巡回診療と同等の診療を受ける場合に比べ、医師等の拘束時間が大幅に短縮されることから、人的資源及び人件費の効率的な活用が可能になる。

## 3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

### (1) 有効性の評価

事業が実施されている鹿児島県三島村・十島村（トカラ列島）の場合、内科以外の医療機関（耳鼻咽喉科等）を受診する場合はフェリーで鹿児島市に出るまでに最大1日を要し、しかも宿泊が必要になる。

このため、往復のフェリー代と宿泊費だけで約3万円程度の出費を強いられる他、丸2日の行程を要することになる。

外海離島の住民は日常的な医療を受診する場合においてもこのように多額の費用と少なからぬ時間を必要とする場合が多く、本事業のように巡回診療の形で現地に出向いて医療を提供することは有効と考えられる。

(事後評価において特に留意が必要な事項)

本事業は国庫補助 1 / 2、都道府県補助 1 / 2 にて実施するものであり、都道府県の財政状況に左右される側面を有する。

(2) 効率性の評価

(手段の適正性)

鹿児島県のように、離れて点在する離島などに対する巡回診療においては、ヘリコプターの活用により、船などを活用した場合に比べ移動に係る時間を大幅に短縮することが可能になる。

(費用と効果の関係に関する評価)

ヘリコプターを活用することにより無医地区等の住民が車・船による巡回診療と同等の診療を受ける場合に比べ、医師等の拘束時間が大幅に短縮されることから、人的資源及び人件費の効率的な活用が可能になる。

(3) 政策等への反映の方向性

予算の効率的な活用を行うため、平成 23 年度予算要求より巡回診療車、巡回診療船の運営事業と統合し、より都道府県の判断を尊重する仕組みとする。

(概算要求額：63 百万円)

4. 評価指標等

アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	巡回診療ヘリ実施件数	—	—	3	3	0
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標 1 について：医療施設等運営費補助金事業実績報告書						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	医師のいない島の数（か所）	135	138	128	調査中	調査中
2	医師のいない島の人口（人）	18,072	16,767	13,208	調査中	調査中
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標 1 及び 2 について：離島統計年報（財団法人日本離島センター）より作成						

## 5. 特記事項

---

### (1) 研究会の有無

---

①  有・無

### ② 研究会において具体的に指摘された主な内容

---

第11次へき地保健医療対策検討会報告書において、「地理的要件によっては、海上交通の選択肢しかない場所もあり、距離が遠い離島地域についてはジェット機等の活用も検討されるべきとの意見があった。」とされており、引き続き外海離島の住民への医療提供に対する配慮が求められている。

### (2) その他

---

離島振興法（昭和28年法律第72号）については、平成24年度末において失効する予定となっているが、その延長に向けた議論が今後開始される見込みである。